

放送番組の編集の基準

2014年11月1日改正
岩手朝日テレビ

1 基本方針

この基準は全ての放送番組及び広告に適用される。

1. 人種、民族、国民、国家、国情に関する資料は特に客観的で権威あるものを使用する。
2. 個人、団体、職業、産業に対する中傷的言辞、名誉を傷つけるような内容または表現を避ける。
3. 国民生活に重大な影響を及ぼす社会公共問題については慎重を期し、意見が対立している時は、公平に取り扱い、その出所を明らかにする。
4. 人心に不当な動揺や不安を与えるような内容または表現を避ける。
5. 特に、経済界に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。
6. 法律や社会正義にそむく行為に共感を起こさせたり、あるいは他人に模倣の意欲を起こさせたりするような取り扱いはしない。
7. 公の秩序や善良の風俗に反する行為、習慣を是認するような取り扱いをしない。
8. 結婚制度と家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
9. 政治に関しては不偏不党、公平に取り扱う。
10. 宗教に関しては、信仰の自由を尊重し、各宗派の立場を重んじ公平に取り扱う。

2 番組基準

この基準は、下記の各番組相互間の調和と適正を保つものとし、特に守るべき事項を示す。

(1) 報道番組

報道番組とは、時事に関する速報、または意見を直接取り扱う番組をいう。

1. ニュース及びニュース解説は、全ての干渉を排し事実を客観的に且つ正確、公平に取り扱う。

2. ニュースの表現は、残虐、悲惨等の感情を極端に刺激しないように注意する。
3. ニュース及びニュース解説、実況中継は、不当な宣伝に利用されないように特に注意する。
4. ニュースの中で意見を取り扱うときは、事実と意見を厳密に区別する。
5. ニュース解説は、ニュースと厳密に区別し、放送者の氏名を明らかにする。
6. ニュース誤報は、すみやかに取り消しまたは訂正する。

(2) 教養番組

教養番組とは、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

1. 番組内容の一部や引例が適切でないため、制作意図に反して、視聴者に好ましくない印象を与えることのないように注意する。
2. 社会に悪影響を及ぼす模倣を容易に誘発しないように注意する。
3. 宗教番組では、他宗、他派を誹謗しない。

(3) 教育番組

教育番組とは、学校教育または社会教育のための番組をいう。

1. 教育番組は、その放送の対象とするものが明確で、内容はそのものに有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにする。
2. 教育番組は、その放送の計画及び内容を、あらかじめ公衆を知ることができるようにする。
3. 教育番組で、学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
4. 教育番組は、広く各界の意見を聞き、視聴覚の特性を活かして教育的効果を発揚する。
5. 学術研究など専門的事項に関しては、その番組基準の諸規定に関わらず、良識に基づいて具体的または詳細に取り扱うことが出来る。
6. 学校向けの教育番組には、学校教育の妨げになると認められる広告を含めない。

(4) 児童番組

児童番組とは、児童の心理に与える影響を考慮して児童の健全な常識と豊かな情操を養う番組をいう。

1. 児童の品性を損なうような言葉や、粗野な表現は避ける。
2. 児童が感化されやすい悪徳行為の取り扱いには特に注意する。
3. 男女間の愛情や性愛の問題は、その内容と児童の年齢を考慮し、慎重に取り扱う。

(5) 娯楽番組

娯楽番組とは、健全な慰安を提供して、生活内容を豊かにする番組をいう。

1. 不快な感じを抱かせるような下品、卑猥な表現や言葉は使わない。
2. 方言を使うときには、不快な感じを与えないように注意する。
3. 肉体的、精神的欠陥に悩む人々の感情を刺激しないように注意する。
4. 犯罪の手口を明示または解説するときは、故意に犯罪を魅力的に表現したり、模倣の意欲を起こさせたりするような描写はしない。
5. 凶器の使用はなるべく少なくし、模倣の動機を与えないようにつとめる。
6. 犯罪容疑者の逮捕、尋問方法及び訴訟の手続きや法廷の描写などを正しく表現する。
7. 殺人、拷問、暴力、私刑などの残虐行為、その他肉体的、精神的苦痛を誇大または刺激的に表現しない。
8. 婦人及び児童の虐待、または人身売買を是認するような表現またはその詳細な描写は避ける。
9. 麻薬及び覚醒剤の使用は、医療及び悪例としての表現以外は避ける。
10. 心中、自殺その他人名を軽視する言動を是認するような取り扱いはしない。古典または芸術作品についても慎重を期する。
11. 性犯罪、変態性欲などの扱いは避ける。
12. 性心理に関する描写または表現は、性に未成熟な視聴者を考慮して慎重に扱う。
13. 肉体描写、寝室描写など官能的な素材を取り扱うときには、刺激的な表現は避ける。
14. 視聴者参加番組については、参加の機会を均等にし、広く視聴者一般に及ぶようにつとめる。
15. 視聴者参加番組の審査は、出演者の技能に応じて公正を期する。

3. 広告基準

この基準は特に広告放送に適用される。

(1) 広告放送の明示

広告放送は、コマーシャル・メッセージまたは放送局の告知によって、広告放送であること

を明らかにする。

(2) コマーシャル・メッセージの定義

コマーシャル・メッセージとは、直接、間接に広告主の名称、商品、商品名、サービス名、商標、標語などを視覚的、聴覚的に提示して、視聴者の注意をひこうとするものをいう。

(3) コマーシャル・メッセージの責任

コマーシャル・メッセージは全て真実を伝え、誠実を守ると共に関係法令に従い、責任を負いうるものとする。

(4) 番組との調和

コマーシャル・メッセージはその種類に応じ、番組の視聴効果を考慮して番組内容とよく調和するようにつとめる。

(5) 広告の取り扱い

次に挙げるものは取り扱わない。

1. 事実の有無を問わず、他を誹謗し、または排斥中傷するもの。
2. 事実を誇張して視聴者に過大評価されるもの。
3. 視聴者に嫌悪の感を与えるおそれのあるもの。
4. 責任の所在が不明なもの、暗号と認められるもの。
5. ニュースの内容を変えたり、否定したりするもの。
6. ニュース及び解説の内容と著しく調和を欠くもの
7. 迷信を肯定したり、科学を否定したりするもの。
8. 人権侵害や差別の助長につながるかたちで、個人情報調査・収集・利用するもの。
9. 特定の対象に呼びかける通信、通知及びこれに類似するもので、内容がその対象だけに関係あるもの(電波法、公衆電気通信法に触れるもの)。ただし、人命その他社会的影響のある場合を除く。
10. 金融関係法令に認められていない金融業、利殖業に類するもの。
11. 係争中の問題に関する一方的声明。
12. 商品、サービス内容のいかがわしいもの。
13. 秘密裏に使用するものや、家庭内の話題として一般的に不適當と認められるもの。

(6) 次に挙げるものは取り扱い上特に注意する。

1. 医薬品、化粧品及び保険のコマーシャル・メッセージで「薬事法」「医療法」及び「保険募集の取締に関する法律」にふえるおそれのあるもの。
2. 疾病に伴う苦痛または病的場面を、視覚効果や言葉、音響などで不快に描写または劇化しているもの。
3. ある薬品を使えば全治するという主張や「安全だ」「危険がない」「無害である」またはそれに類似する意味の言葉の使用。
4. 視聴者を、自ら重病にかかっていると信じさせるような病状の描写。
5. 食料品のコマーシャル・メッセージで「食品衛生法」などのふれるおそれのあるもの。特に栄養効果などについて誇張や虚偽にわたるおそれのあるもの。
6. 正当でない方法で入手した証言、使用したものの実際の見解でない証言、無記名の証言。
7. 占い、心霊術、骨相、人相の鑑定などに関するもの。
8. 寄付金の募集。
9. 視聴者が景品または贈呈品の価値を誇大に受け取るような描写。
10. 過度に児童の射幸心や購買心をそそるような描写。
11. 教育施設または教育事業のコマーシャル・メッセージで進学・就職などの利便についての誇張のあるもの。
12. アマチュア・スポーツ団体の規定にふれるおそれのあるもの。
13. 風紀上いかかわしいと認められるもの。

備考

商業番組またはスポット・アナウンスメント放送時間については、公平な自由競争に反する独占的利用を認めない。その他原則として「日本民間放送連盟放送基準」による。

尚、この放送番組の編集基準は、社内に掲示して一般に周知させるものとする。